**平成２５年（フ）第８２９号**
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目２番９―102号
債務者　湯ノ口記美夫
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第４２号**
岩手県一関市花泉町日形字中通346番地２
債務者　安部　　泉
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　宏洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第４９号**
岩手県一関市東山町長坂字柴宿７番地53
債務者　佐々木徳重
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２５年（フ）第９１号**
岐阜県海津市南濃町山崎1183番地５　カーサ・イリーデＡ101
債務者　川村　周一
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２５年（フ）第２９号**
埼玉県秩父市吉田久長85番地１　市営美原住宅７号
債務者　田嶋こづえ
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月２日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

**平成２５年（フ）第６０号**
島根県出雲市駅南町１丁目１番地１　ラ・ミューズ出雲904号
債務者　坂口　信吾
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
松江地方裁判所出雲支部

**平成２５年（フ）第１００号**
栃木県足利市大前町1220番地　介護老人保健施設グリーンヒルズ21、住民票上の住所栃木県足利市助戸２丁目474番地
債務者　木村　　博
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２５年（フ）第１８６０号**
横浜市鶴見区市場富士見町８番21号　ロータスクラブ横浜202
債務者　杉浦　武司
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１８８２号**
神奈川県大和市下鶴間2782番地14　プロミネンス市川ＰＡＲＴ１―205号
債務者　鈴木美千代
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１８９３号**
横浜市港北区綱島西３丁目28番６号
債務者　吉浦美奈子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１９８６号**
横浜市戸塚区小雀町1222番地　坂本工業内
債務者　菊地　一夫
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１８４３号**
神奈川県藤沢市石川１丁目23番地の18　メゾンウィスタリアＡ203
債務者　坂井　陽子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５３５号**
静岡市駿河区鎌田570番地の２　寺田コーポＡ―103
債務者　熊谷ともみ
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第５４９号**
静岡県島田市稲荷２丁目14番28号
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第５２８号**
栃木県宇都宮市西川田１丁目５番18号　グリーンヒル西川田101号室
債務者　長山　三男
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第１０３号**
栃木県栃木市西方町金井651番地
債務者　田島　和子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部